

< 1 >の類否判断のポイント

結果：非類似

理由： 本件意匠1（＝意匠登録第1425652号）に係る物品である体組成計の性質、目的、用途、機能及び使用態様によれば本体の正面視、側面視の形状が需要者の注意を惹く部分（＝要部）であるといえること、公知の意匠をみても本件意匠1の構成のうち一部を備えたものはあるが同一の組合せを備えたものはないことを併せ考慮すれば、本件意匠1と被告意匠（＝被告の体重計）では、縦横比が異なることに起因して、本件意匠1は看者に対し略正方形状であるとの印象を与えるが、被告意匠は看者に対し横長の長方形状であるとの印象を与えるのであり、この印象の差異は大きい。

このことに加え、本件意匠1と被告意匠では、電極部分の幅と長さの比、スイッチ模様の並べ方（本件意匠1は2行2列に配置されるのに対し、被告意匠は横一列に配置される。）も異なっている。

そうすると、被告意匠と本件意匠1とでは、透明ガラス板の形状に大きな差異があり、透明ガラス板に配置された電極部分やスイッチ模様の具体的形状の差異等の差異も併せれば、看者に対し異なる美感を与えるものというべきである。

したがって、本件意匠1と被告意匠は類似しているということとはできない。

⇒物品の用途・機能等及び公知の意匠を考慮した要部が異なるため、非類似